

「第5期岡山県障害者計画（第7期岡山県障害福祉計画・第3期岡山県障害児福祉計画）素案」に対する県民意見等の募集結果について

令和5年11月24日から令和5年12月25日までの間、おかやま県民提案制度（パブリック・コメント）によりご意見等を募集したところ、次の9件が寄せられました。

これらのご意見等に対する県の考え方を掲載しておりますのでご覧ください。貴重なご意見ありがとうございました。

<寄せられたご意見等と県の考え方>

第1部 総論

第1章 計画の基本

第4節 障害のある人の定義

番号	ご意見等	県の考え方
1	<p>3頁</p> <p>障害のある人の定義に、昨今、岡山県内で増加している外国にルーツを持つ児童を加えてはどうか。</p> <p>外国にルーツを持つ児童は、親の都合により帯同してきており、日本語能力の習得が不十分であることや生活環境の変化、さらに学校や児童・生徒、教職員の言語・文化等の違いから十分な教育やコミュニケーション、支援が受けられていないといった「社会的障壁」により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある。これは、障害のある人の定義に十分当てはまる状況にあるのではないか。</p>	<p>「障害者（障害のある人）」の定義は、障害者基本法第2条の規定により、「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」としています。</p> <p>ご意見の、日本語の理解が十分でない在住外国人の児童生徒については、岡山国際交流センターにおいて実施している子ども日本語学習サポーター派遣事業を活用した日本語学習支援のほか、学校等からの要請による通訳・翻訳ボランティアの派遣など、児童・生徒の個々の状況に応じて各種支援を行っており、引き続き適切な支援に努めてまいります。</p>

第2部 施策の展開

第1章 地域生活の支援

第2節 地域移行の推進・在宅サービス等の充実

番号	ご意見等	県の考え方
2	16頁 地域移行支援にピアサポーターを導入してもいいのではないかと。	ピアサポーターも障害のある人の地域生活を支援する人材であり、本節において、「精神科病院に入院している人が、本人の意に沿った地域生活に移行できるよう、病院、市町村、地域の障害福祉事業者、ピアサポーター等が連携する体制づくりを進め、地域生活への円滑な移行と安定した地域生活の実現を図ります」としており、第5節においても「身体障害・知的障害・精神障害・発達障害のある人及びその家族や、難病患者及びその家族等に対する支援を強化するため、ピアサポートを行う人材の育成・確保を図ります。」としています。
3	17頁 相談員の養成に精神障がいのある人の相談にのるピアスタッフを配置してはどうか。	障害者ピアサポート研修の実施にあたっては、ピアサポーターに研修の実行委員会の委員に就任いただくとともに、研修の講師も務めていただいています。今後もこうした場で活躍いただきたいと思います。

第3章 教育の振興

第1節 インクルーシブ教育システムの推進

番号	ご意見等	県の考え方
4	27頁 大学、専門学校に進学されても切れ目のないインクルーシブ教育があってもいいのではないかと。	大学等においても同様の趣旨で、第3節において「各大学等における相談窓口の統一や支援担当部署の設置など、支援体制の整備を促進するよう要請するとともに、大学等間や地域の地方公共団体、高等学校及び特別支援学校等とのネットワーク形成を促進するよう努めます。」としています。

第4章 文化芸術活動・スポーツ・国際交流等の推進

第1節 文化芸術活動の推進

番号	ご意見等	県の考え方
5	33 頁 岡山県が主催する「アートで地域づくり実践講座」を生かして障害のある人も参加できるようにしてはどうか	ご意見を踏まえ下線部分を追記します。 「おかやま県民文化祭主催事業の岡山県美術展覧会「県展」や「岡山県文学選奨」をはじめ、県内外で実施される文化芸術イベント等を周知し、障害のある人の作品発表の機会を増やすとともに、障害のある人とない人との交流に努めます。」

第3節 国際交流の推進

番号	ご意見等	県の考え方
6	34 頁 アートを通じた国際交流があればと思った。地域活性化として、市、高校、地域住民と連携して障がいがある人も参加できればと思った。	本節において「パラリンピックへの参加や民間団体が行う障害者スポーツを通じた国際交流、民間団体が行う作品展の文化芸術活動を通じた国際交流の取組を支援します。」としています。

第6章 保健・医療の充実

第2節 精神保健・医療の提供等

番号	ご意見等	県の考え方
7	42 頁 自立支援協議会に当事者が参加できてない協議会がある。自立支援協議会に精神または身体障害のある人を必ず入れてはどうか。	岡山県自立支援協議会には、精神障害及び身体障害の関係団体も参加いただいております。また、地域（市町村）自立支援協議会については、地域の実情に応じた委員構成になっているものと承知しています。

第7章 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実

第1節 情報通信における情報アクセシビリティの向上

番号	ご意見等	県の考え方
8	46 頁 ICT の活用、アプリの活用を追加してほしい。防災アプリや聴覚障害のある人へのサービスの情報が乏しい。	ご意見を踏まえ、本節の「行政情報のアクセシビリティの向上」に下線部分を追記します。 「障害のある人に県政情報や緊急時の情報提供等を行う際は、 <u>情報通信技術（ICT）の利活用も踏まえ、多様な障害の特性に応じて手話・字幕・音声等を適切に活用するとともに、知的障害のある人等にも分かりやすい情報の提供に努める等の配慮を行います。</u> 」

第8章 防災・防犯等の推進

第1節 防災対策の推進

番号	ご意見等	県の考え方
9	49 頁 災害防災計画を相談支援専門員と作成する。または、話をしておく。倉敷市に事例がある。	岡山県地域防災計画は、災害対策基本法で定められた委員で構成する岡山県防災会議において必要な見直しを行っており、本節において、「防災関係部局と福祉関係部局等の連携のもと、必要に応じて岡山県地域防災計画を適宜見直し、障害のある人等にも配慮した計画となるよう努めます。」としています。今後、いただいたご意見も参考にしながら、防災関係部局と福祉関係部局が連携して、障害のある人等の防災対策を進めてまいります。